

新宿区シニアサッカー連盟規約

第1章 総則

第1条 名称：本連盟の名称を新宿区シニアサッカー連盟とし、事務局を理事長宅に置く。

第2条 目的：本連盟は、サッカーを通じて会員相互の交流と体力の向上に寄与するとともに、区民全般にサッカー競技を普及することを目的とし新宿区サッカー協会の下部組織として活動する。

1. 次世代を考慮し、生涯スポーツができる環境を整備する
2. 公益財団法人 日本サッカー協会が掲げるリスペクト及びフェアプレーの重要性を認識しプレーすることにより、新宿区サッカー協会の規範となる

第3条 事業：本連盟は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

大会の主催、主管
講習会(指導者、審判)の主催、主管
新宿区サッカー協会加盟の他組織支援
その他の目的達成に必要な事業

第4条 チーム：本連盟は、新宿区在住、在勤のサッカーチーム、及び本連盟が認めたチームをもって組織する。詳細は、第4章による。

第2章 役員

第5条 本連盟には、次の役員を置く

1. 理事長 1名
2. 副理事長 若干名
3. 事務局長 1名
4. 事務局 若干名
5. 代表者(常任理事) 加盟チーム
6. 理事 若干名
7. 会計 若干名
8. 会計監査 担当幹事チーム
9. 特別顧問及び顧問 若干名

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 理事長は会務を掌握する。会計監査の集会を除く全ての集会に出席して意見を述べることができる。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、ことある時はこれを代行する。
3. 事務局長は、理事長の指示により運営に関する事務を処理する。
4. 事務局は、事務局長を補佐し、ことある時はこれを代行する。
5. 代表者は、各チーム内の連絡調整を行い、運営を分掌する。

6. 理事は、重要事項を審議し、会務を分担する。
7. 会計は、財務の管理をする。
8. 会計監査は、本連盟の会計を監査し総会で報告する。
9. 会計監査は必要に応じて臨時会計監査を行うことが出来る。

第7条 役員は次により選出する。

1. 理事長は代表者会議の推薦により新宿区サッカー協会の承認を受けた者があたる。
2. 副理事長、事務局長および事務局は、理事長が委嘱する。
3. 代表者は、各チームの代表者があたる。または代表者に準ずるものがあたる。
4. 理事は、理事長及び副理事長が推薦し代表者会議の承認を得たものがあたる
5. 顧問は、理事長が本連盟に功績ありと認められる者を顧問として推薦し代表者会議に諮り委嘱する。
6. 役員は兼務することが出来る。

第8条 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。

理事長に欠員が生じた時は、副理事長が昇格し、理事長以外の役員に欠員が生じた時は代表者会議にはかりこれを補充する。但し、再任期間は前任者の残任期間とする。

第3章 会議

第9条 本連盟の会議は次の通りとする

1. 総会
2. 役員会
3. 代表者会議
4. 臨時代表者会議

第10条 代表者会議

1. 代表者会議は全役員をもつて構成され、本連盟の最高議決機関である。
2. 代表者会議の通知は開催日の10日以前に通知しなければならない。
3. 代表者会議は、新役員及び会計監査の承認、その他重要な議案の審議を行う。
4. 総会は毎年4月に理事長が招集し、事業報告、決算報告、事業計画、予算案を議決する。
5. 代表者会議は、役員の数3分の2以上の出席がなければその議事を開催し議決することが出来ない。但し、委任状を認める。

第11条 臨時代表者会議は理事長が必要と認めた時、又は、代表者の半数以上が要求した時に開催する。

第12条 役員会は、毎月定期的に開催することを基本とする。

役員会は議案を討議・協議・審議し代表者会議に上程し議決する。

第13条 役員会及び代表者会議の議長は、理事長があたる。

第14条 代表者会議の議事は、出席者の過半数の同意で決定し、可否同数の場合は、理事長の決するところによる。

第4章 加盟チーム

第15条 加盟資格は、以下とする。

1. 本規約、第2条、第3条及び第4条に賛同し、協力できる
2. 本連盟が主催する試合の出場資格は、満38才以上とし、試合成立に十分な会員数を有し、試合時に相当数の会員が参加できる
3. 公益財団法人 日本サッカー協会が定める審判資格を有する者が複数名所属し、試合時に審判を行うことができる
4. 登録選手がスポーツ障害保険に加入していること

第16条 新規加盟チームは、役員会の議決をもって加盟を承諾する。

第17条 第2条、第3条、第4条に著しく反するチームについては、役員会の議決をもって、退会を求めることができる。

第5章 会計

(ア)本連盟は、会費、賛助金、補助金その他の収入をもって運営する。

(イ)本連盟の経理は、代表者会議において議決された予算に基づいて行われる。

(ウ)本連盟の決算は、会計監査を経て代表者会議に報告され、承認を得なければならない。

第18条 会費は、各チームが負担することとし、負担金の額は代表者会議で決定する。

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第6章 慶弔

第19条 慶事及びお見舞い等については、役員会で協議の上、対応する。

第7章 その他

第20条 本規約の改廃は、代表者会議における出席者の3分の2以上の賛成により議決する。

付則 この規約は、平成12年5月13日より施行する

この規約は、平成13年5月12日より一部改定施行する

この規約は、平成21年5月10日より一部改定施行する。

この規約は、平成23年5月14日より一部改定施行する。

この規約は、平成28年4月30日より一部改定施行する。

新宿区シニアサッカー連盟細則

第1章 役員を選出

第1条 理事長以外の役員に欠員が生じた時は、代表者会議にはかりこれを補充する。但し任期は前任者の残任期間とする。

第2章 細則の改廃

第2条 この細則の改廃は代表者会議における出席者の3分の2以上の賛成により議決する。また改正の結果は次期総会で報告しなければならない。